十五、株式会社インターナショナル・タイムズに対する件

昭和五十年（排）第二号

排除命令

東京都豊島区東池袋一丁目三十五番十号
株式会社　インターナショナル・タイムズ
右代表者　代表取締役　本山　昇

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社インターナショナル・タイムズは、「サマープレゼント」と称して、「マギーのビューティフル・マシーン」と題する書籍の購入申込みをした者を対象として行った懸賞による景品類の提供及び「新春特別企画」と称して、「あなたは永久に肥満から解放される」と題する書籍の購入申込みをした者を対象として行った懸賞による景品類の提供が、それぞれ、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。

二　同社は、前項記載の「マギーのビューティフル・マシーン」と題する書籍の販売についてのダイレクトメール中の表示によって一般消費者に与えた誤認を排除するために、景品類は五品目を三十四名に提供したものであって、右ダ

イレクトメール中に表示した十二品目を百二名に提供するものではなかった旨をすみやかに公示しなければならない。

三　同社は、第一項及び第二項の公示の方法について、あらかじめ当委員会の承認を受けなければならない。

四　同社は、第一項記載の、「あなたは永久に肥満から解放される」と題する書籍の販売について、「新春特別企画」と称して行った懸賞による景品類の提供の企画に基づく景品類を供与してはならない。

五　同社は、今後一年間「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

六　同社は、第一項及び第二項に基づいて行った公示について、すみやかに、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社インターナショナル・タイムズ（以下「インターナショナル・タイムズ」という。）は、肩書地に本店を置き、書籍の出版業を営む事業者である。

インターナショナル・タイムズは、昭和四十八年八月九日、東京都豊島区東池袋四丁目二番七号に本店を置き株式会社東京クラブとして設立された会社が、昭和四十九年十月十五日、商号を現商号に変更し、また、本店所在地を肩書地に移転したものである。

二　インターナショナル・タイムズは、会社設立当初（当時は、株式会社東京クラブ）から、「マギーのビューティフル・マシーン」と題する書籍（定価五千円、ただし昭和四十九年九月十四日から六千八百円に改めた。）を、通信販売の方法により、一般に販売している。

(一)　同社は、昭和四十九年六月十四日から十八日にかけ、ほぼ全国の地域に約四十六万通発送したダイレクトメール中に、

「サマープレゼント」と称し、同年七月三十一日までに右書籍の購入申込みをした者に対し、抽せんにより、「一〇二名」の者に左記の景品類を提供する旨の企画を記載し、この企画に基づき、右書籍の販売を行った。

記

品名	価額（円）	品名	価額（円）
ステレオ	一三六、〇〇〇	オルゴール付宝石箱	一八、〇〇〇
ドレッサー（鏡台）	三五、〇〇〇	リコーカメラ	一七、三〇〇
指環	三〇、〇〇〇	カセットレコーダー	一六、〇〇〇
自転車	二五、八〇〇	ICラジオ	一二、八〇〇
ICテレビ	二二、八〇〇	ホットカーラー	一一、五〇〇
腕時計	二二、〇〇〇	万年筆	三、〇〇〇

(二) しかるに、右懸賞に係る取引の価額は五千円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、前記景品類中万年筆を除く景品類の価額はこの制限をこえるものである。

三 インターナショナル・タイムズは、前記二の(一)記載のダイレクトメール中に、十二品目の景品類を「一〇二名」の者に提供するよう表示しているが、実際には、自転車、カセットレコーダー、置時計（二万五千円相当）及びポラロイドカメラ（二万四千円相当）をそれぞれ一名並びに万年筆（一本あて）を三十名の合計五品目の景品類を三十四名に提供したのみである。

四 また、インターナショナル・タイムズは、昭和四十九年八月から、「あなたは永久に肥満から解放される」と題する書

籍（定価六千八百円）を、主として、通信販売の方法により、一般に販売している。

(一)　同社は、昭和四十九年十二月二十三日、全国の地域に約九十四万通発送したダイレクトメール中に、「新春特別企画」と称し、昭和五十年一月三十一日までに右書籍の購入申込みをした者に対し、抽せんにより、「グアム島旅行」（四泊五日一人当たり経費約六万八千円）に六名、「国内旅行」（旅行地未定、四泊五日一人当たり経費約三万円）に十八名を招待する企画を記載し、この企画に基づき、右書籍の販売を行った。

(二)　しかるに、右懸賞に係る取引の価額は六千八百円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の価額の最高額は一万円である。したがって、前記四(一)記載の景品類の価額はこの制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、インターナショナル・タイムズの行為のうち、前記事実の二及び四記載の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第二号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項の規定に違反するものである。また、前記事実三記載の行為は、当該書籍の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしているものであって、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められ、同法第四条第二号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五十年二月二十六日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　橋本徳男

委員　呉　文二
委員　瀧川正久
委員　青山春樹